

違憲訴訟ニュース

第7号

2015.11.10

〒530-0041大阪市北区天神橋1-13-15 大阪グリーン会館6階 TEL06-6354-7207 FAX06-6354-7746

「支援する大阪の会」がスタートします



「年金引き下げ違憲訴訟を支援します」のチラシが、中央本部から4000枚下りています。大阪の「支援する会」リーフと一緒に、11月10日の支部代で下ろします。

地域で「支援する会」を広げていただくために、積極的にご活用ください。

11月10日(火) 11時～ 第2回原告団会議
13時～ 「年金違憲訴訟を支援する大阪の会」設立総会
ご参加を!

違憲裁判も全国で提訴がすすみ、札幌、仙台、広島の各地裁で口頭弁論が始まりました。一方、那覇地裁は10月22日、不当にも福岡地裁への移送を決定。徳島・島根地裁に続いて移送は3件目。憲法に保障されている裁判を受ける権利を犯す暴挙が続いています。大阪では、11月10日(火)午前11時から、第2回原告団会議を開催。引き続き、午後1時から「年金引き下げ違憲訴訟を支援する大阪の会」の結成総会を開きます。これを契機に大きく運動を広げていきましょう。

大阪の第1回公判は、来年にずれ込むことも?

10月30日、大阪弁護士団と府本部訴訟対策委員会との合同会議を開催しました。

喜田弁護士から、追加提訴は原告が100人以上になるので、大法廷での公判を強く主張していること、第1回公判の日程については、来年にずれ込む可能

性が大きいことなど報告されました。また訴状の検討では、国連の社会権規約の後退禁止原則や、最低保障年金制度などについて意見交換しました。

府本部と弁護士とは月1回のペースで話し合いを重ねており、次回の合同会議は12月15日。

「マクロ経済スライド」による再審査請求を行います

マクロ経済スライドによる年金減額は不当だと、7月8日、113人が国に不服審査請求していましたが、11月9日、社会保険審査官名で「審査請求を却下する」旨の決定書が届けられました。裁定理由は、「当審査会の権限外」というもので、無責任極まりないものです。

「100万署名」「訴訟カンパ」= 目標を年内に必ず達成しよう

9万筆の署名、500万円のカンパが目標です。訴訟カンパは11月6日現在、目標額の77%・385万円がよせられており、58支部中・17支部が目標を達成しています。署名については、42,950筆(47.7%)で、まだ50%あまりを残しています。大阪府・市ダブル選挙でお忙しいと思いますが、他団体への申し入れや街頭宣伝署名活動などを増やし、年内に必ず目標を達成しましょ